



はじめに

河川整備計画とは・・・

河川整備計画とは、「河川法」に基づいて、治水・利水・環境の3つを柱に、地域の意見を反映した上で、今後概ね20～30年間の具体的な河川整備の目標及びその内容を定めるものです。

河川法の改正の流れ

明治29年
「治水」を目的に制定
・治水とは……洪水などを防ぐこと

昭和39年
治水に「利水」を加えた体系的な制度に改定
・利水とは……川の水を有効に利用すること

平成9年
治水・利水に「環境」が加えられ「河川環境の整備と保全」、「地域の意見を反映した河川整備の導入」へと改定

治水

治水 + 利水

治水 … 利水

環境

地域の意見を反映した治水・利水・環境の総合的な整備を行ないます。

河川整備に関する計画制度

河川整備については、以下のような流れで計画を策定し、策定した計画に基づき進められます。

河川整備基本方針

計画高水流量その他当該河川の河川工事及び維持についての基本となるべき方針に関する事項を定めたものです。

本明川では平成12年12月に策定されました。

河川整備計画

河川整備基本方針に沿って計画的に河川の整備を実施すべき区間について、当該河川の河川工事及び維持に関する計画を定めたものであり、今後概ね20～30年後の河川整備の目標を明確にし、個別事業を含む具体的な河川の整備の内容を明らかにするものとしています。

本明川では平成17年3月に策定されました。

河川整備計画（変更）

河川を取り巻く状況等の変化を踏まえ、本明川水系河川整備計画を変更することとしました。

河川整備計画【変更原案】

河川管理者
学識経験者（学識者懇談会等）
意見
意見
地域のみなさん

河川整備計画【変更案】

意見
意見
地方公共団体の長

河川整備計画 策定

河川整備、維持管理、水防等危機管理、良好な環境の保全

1. 変更に至った経緯

国土交通省長崎河川国道事務所では、平成17年3月に「本明川水系河川整備計画」を策定し、河川の整備を進めて参りました。

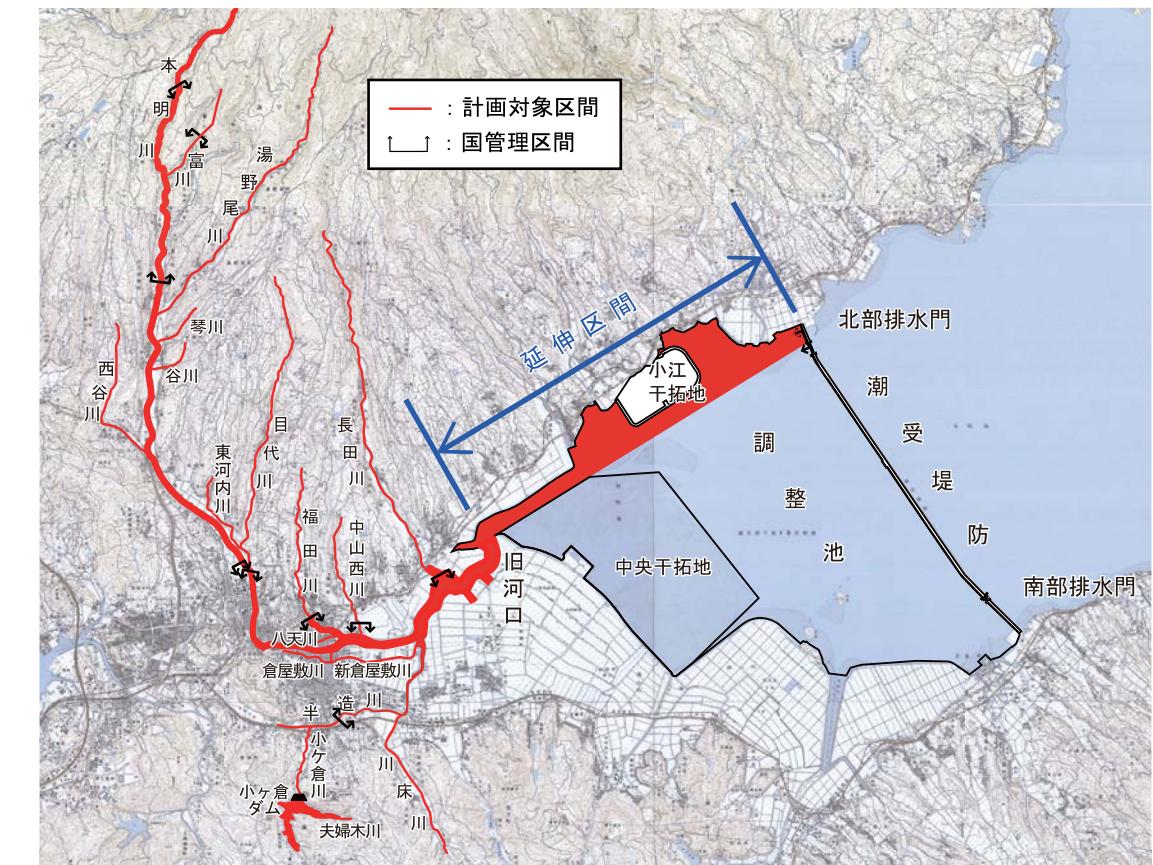
現計画の策定以降、東北地方太平洋沖地震の発生（平成23年3月）、九州北部豪雨による矢部川の堤防決壊（平成24年7月）、水防法の一部改正など、河川を取り巻く状況が大きく変化しております。

このことから、現計画について点検を行い、新たな知見等を踏まえ河川整備計画を変更することとしました。

2. 本明川水系河川整備計画の対象区間及び期間

本明川水系河川整備計画（以下、「本計画」という。）の計画対象区間は、本明川水系の国管理区間（河川法第9条第2項の規定による指定区間を除く区間）と県管理区間とします。

なお、平成20年3月に諫早湾干拓事業の完了を受けて、本明川の河口部にて国管理区間を7km延伸しております。



本計画の計画対象期間は、変更後概ね20年間とします。

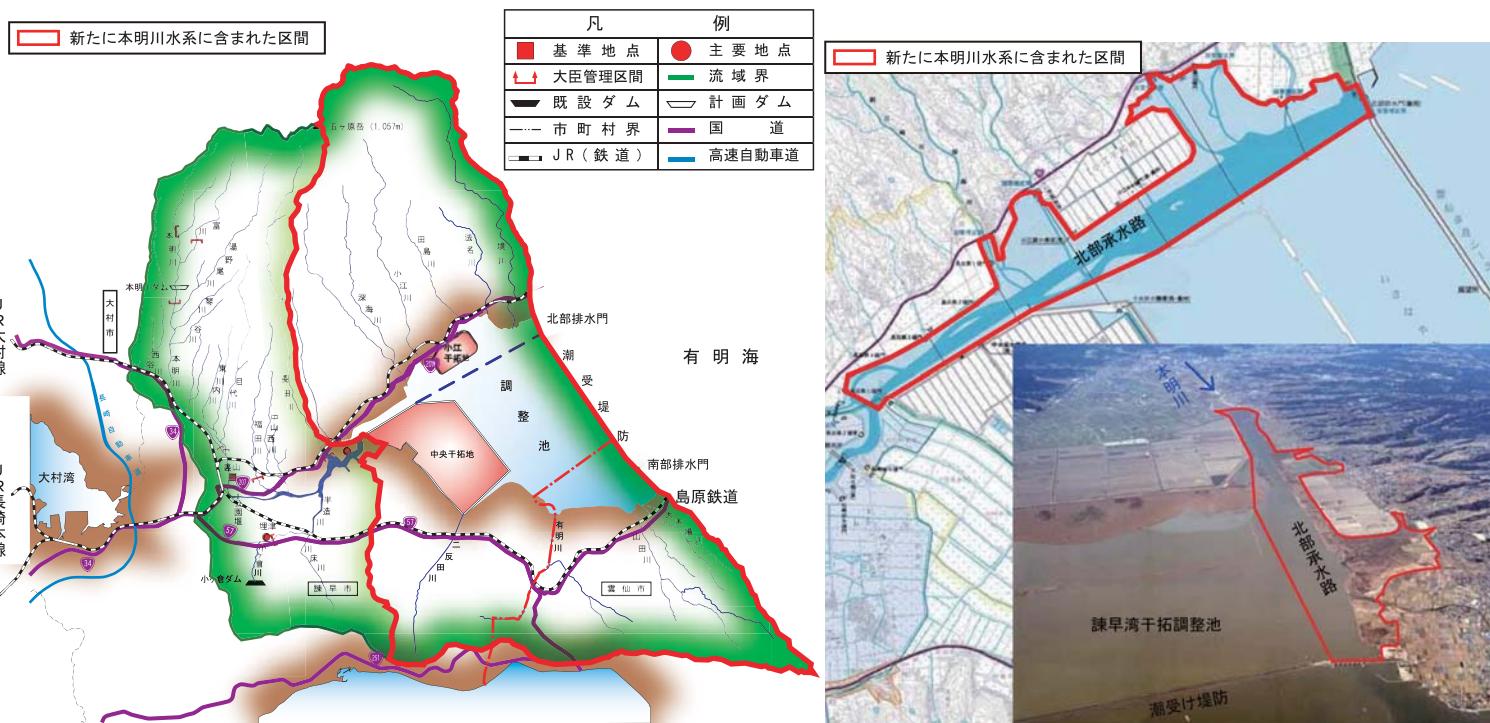
なお、本計画は社会経済状況や水害の発生状況、河川整備の状況、河川環境の状況等を前提として定めるものであり、さらに新たな知見の蓄積、技術の進歩等を踏まえ、必要に応じて適宜見直しを行います。



主な変更点

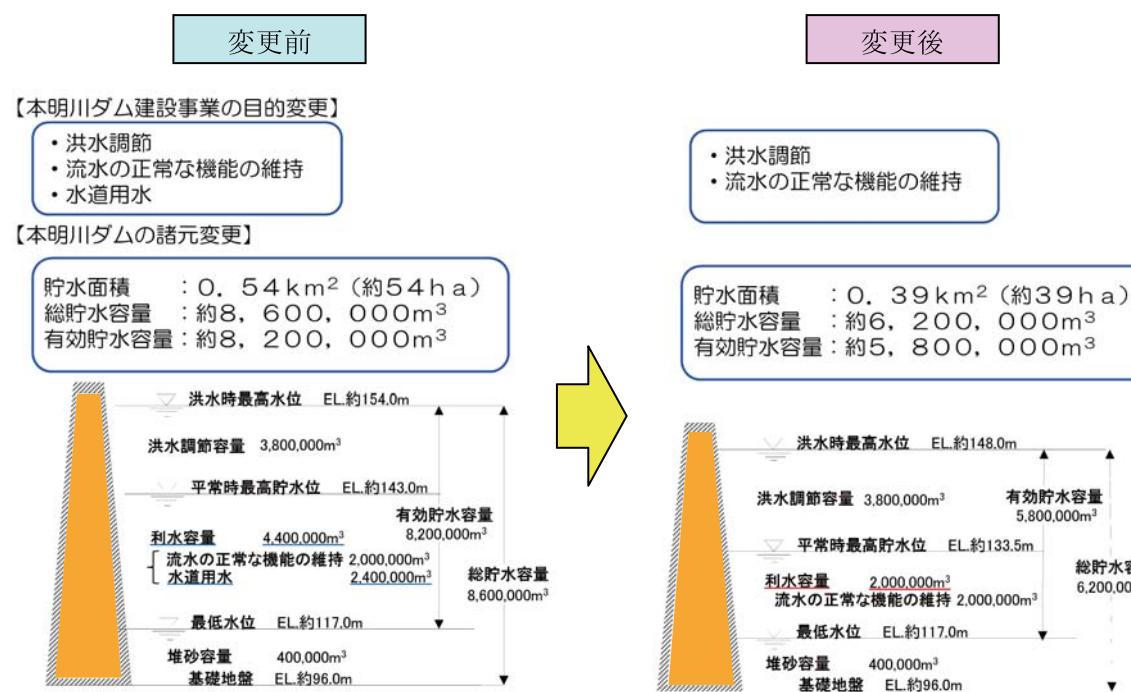
1. 河川区域の変更

諫早湾干拓事業が平成20年3月に完了し、同年4月25日付で諫早湾干拓調整池が河川指定され河川区域が変更になり、幹川流路延長が21kmから28kmへ、流域面積が87 km²から249 km²に変更となつたことから、今回、河川整備計画（変更）に反映しました。



2. 本明川ダム事業の変更

平成25年5月水道事業者よりダム事業参画継続の意志なしとの回答があり、新規利水の目的がなくなったことによるダム規模の縮小を考慮し、今回、河川整備計画（変更）に反映しました。



3. 地震・津波への対応

平成23年3月の東北地方太平洋沖地震の発生を受け、津波・地震に関する法整備や基準づくり等が進められています。

本明川においても、大規模な地震が発生した場合に河川管理施設として必要な機能を確保するために、堤防や水門等の河川管理施設の耐震性能を照査し、必要な対策を行うことから、今回、河川整備計画（変更）に追加をしました。

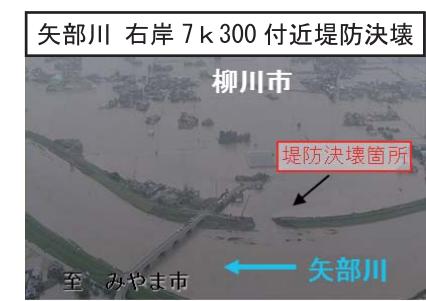


地震による堤防の被災状況

4. 堤防の安全性

平成24年7月の九州北部豪雨では福岡県柳川市、みやま市、筑後市、八女市を流れる矢部川や大分県日田市を流れる花月川で堤防決壊が発生し、その要因は河川水の浸透による基盤からの漏水や洪水の浸食作用によるものでした。

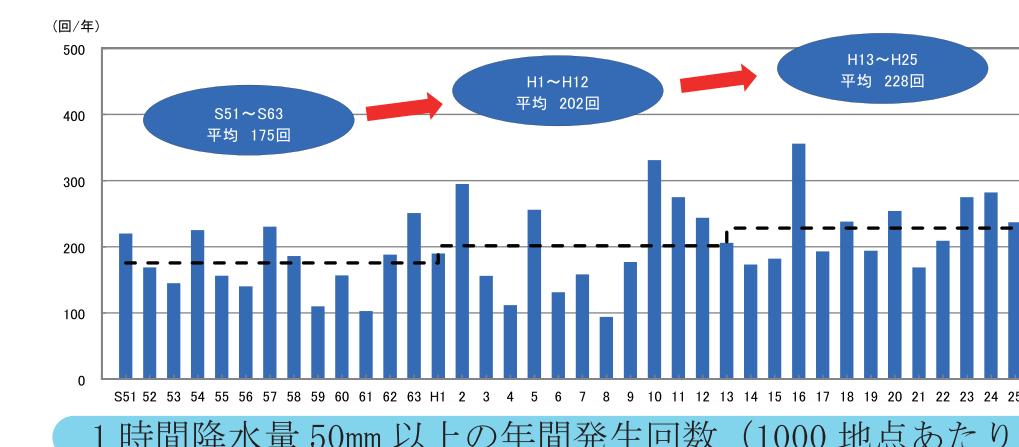
本明川においても、洪水時の降雨及び河川水の浸透による堤防（堤体及び基礎地盤）の法すべり又はパイピングを防止するため、また、洪水時の流水の浸食作用により堤防が洗掘され、流出することを防止するため、堤防の耐浸透機能及び耐浸食機能について安全性の照査を行い必要な対策を行うことから、今回、河川整備計画（変更）に追加をしました。



矢部川 右岸 7k 300 付近堤防決壊

5. 危機管理

近年、全国的に豪雨や台風による甚大な被害が発生していることから、計画規模を越える洪水等が発生した場合や整備の途上で施設能力を越える洪水等が発生した場合でも浸水被害の最小化が図られるようにするため、今回、河川整備計画（変更）に追加をしました。



桂川洪水状況(嵐山)
H25 台風18号(9月)
桂川(京都市嵐山)



H27 台風17・18号(9月)
鬼怒川(茨城県常総市)

6. その他

平成17年以降の河川情報、統計情報等の追加・更新及び水防法等に伴う内容の充実を図るため、今回、河川整備計画（変更）に追加しました。



基本理念及び整備の目標

基本理念

「心を潤す清流と、穏やかな川面に写し出される街の風情。この本明川を故郷の誇りに…」

治水

魅力ある諫早を安心で支える川づくり

- ・諫早大水害規模の洪水に耐えうる治水対策を行っていきます。
- ・施設能力を上回る洪水に対しても被害を最小限に食い止めるような危機管理対策を、国・県・市・市民が一体となって推進し、連携して防災体制の充実を図っていきます。

利水

清流を守り、水の恵みに感謝できる川づくり

- ・本明川の望ましい流量の確保につとめるとともに、既得水利の安定取水を可能とすることを目指していきます。

環境

自然と遊び、自然に学び、自然から癒されることの喜びを感じられる川づくり

- ・流域の特色を生かした整備を行っていきます。
- ・自然と触れあえるような川づくりを行っていきます。

1. 洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止又は軽減

(変更 46～47頁)

洪水対策（外水対策）

本明川水系の洪水対策については、過去の水害の発生状況、流域の重要度、河川整備の状況等を総合的に勘案し、本計画において、本明川水系河川整備基本方針に定めた目標に向けて、上下流及び本支川の治水安全度のバランスを確保しつつ段階的かつ着実に河川整備を実施し、洪水氾濫による災害の発生の防止又は軽減を図ることを目標とします。

本計画に定める河川整備を実施することで、国管理区間については、戦後最大洪水である昭和32年7月洪水（諫早大水害）規模を安全に流下させることができます。

また、県管理区間については、支川中山西川において県内指標による整備水準規模の治水安全度を確保することとします。

施設整備により達成される流量^{※1} [単位：m³/s]

河川名	河道流量	地 点 名	備 考
本明川	780m ³ /s	裏山	
半造川	330m ³ /s	本明川合流点	
福田川	90m ³ /s	本明川合流点	
中山西川	65m ³ /s	本明川合流点	県内指標による整備水準（1/30） ^{※2}

※1 施設整備により達成される流量とは、洪水調節施設後の流量であり、家屋の浸水被害の防止を図ることが可能となる流量

※2 1/30：年超過確率1/30規模の洪水を安全に流下させることを目標に設定

高潮・津波対策

本明川河口部の計画堤防高は、計画高潮位に波浪の影響を考慮した標高7.0mの高さを確保することとします。なお、本明川河口部では諫早湾干拓事業による潮受堤防ならびに北部排水門により必要な堤防高が確保されています。

内水対策

家屋の床上浸水の発生など、内水氾濫による浸水被害が著しい地域においては、関係機関等と連携して、適切な役割分担のもとで必要に応じた浸水対策を実施し、家屋等の浸水被害の軽減を図ります。

ハード・ソフトが一体となった減災対策

計画規模を上回る洪水や整備途上において施設能力を上回る洪水等が発生した場合においても、人命・資産・社会経済の被害をできる限り軽減することを目標とし、施設の運用、構造、整備手順等の工夫を図るとともに、想定し得る最大規模の外力までの様々な外力に対する災害リスク情報と危機感を地域社会と共有し、関係機関と連携して、的確な避難、円滑な応急活動、事業継続等のための備えの充実、災害リスクを考慮したまちづくり・地域づくりの促進を図ります。

2. 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持

(変更 48頁)

河川水の利用に関しては、営農形態、かんがい面積等の変化や慣行水利の安定化に配慮し、慣行水利権を許可水利権へ変更する等の水利使用の調整を行います。

流水の正常な機能を維持するための流量（以降「正常流量」という）については、動植物の生息・生育・繁殖環境や良好な水質の確保等に必要な流量として、公園堰（直下流）地点において概ね0.25 m³/sを確保します。

さらに、異常な渴水時及び正常流量を設定していない支川においては、渴水が発生した場合における影響の軽減に努めます。

3. 河川環境の整備と保全及び河川利用

(変更 49頁)

動植物の生息・生育・繁殖環境

自然環境や河川の利用状況等について、今後とも定期的に調査を実施し、治水・利水面との調和を目指し、上流部などでは現在の良好な河川環境の保全を目指すとともに、下流部では鳥類や哺乳類等の営巣・生息環境の保全・再生を目指します。

河道掘削や護岸等の河川整備の実施を必要とする中流部については、自然の営みを視野に入れた多自然川づくりを推進するとともに、河川水域の縦断的・横断的な連続性の確保を図り、良好な河川環境が保全又は創出されるよう努めます。

下流部ではセイタカアワダチソウやオオブタクサ等の外来植物の繁茂がみられること、また、上流から下流まで広い範囲で特定外来生物であるオオキンケイギクが確認されていることから、在来生物の生息・生育・繁殖環境へ影響を及ぼさないよう監視を続け、拡大の防止に努めます。

水質

平成10年以降、河川汚濁の一般的な指標であるBOD（75%値）については、各地点とも環境基準値を満足しているため、現在の良好な水質を維持するとともに、面源負荷に対しても関係機関と調整・協議して、流域全体で更なる水質の改善を目指します。

人と河川の豊かなふれあいの場

自然と共に生きて来た歴史や文化等の地域特性を踏まえ、自然との調和を配慮しつつ、環境教育の場など多様な利用ができるよう、人々が川と触れ合い、親しめる、潤いのある水辺空間の整備を目指します。

景観

中流部において、周辺の都市景観、天満公園、樹木、水辺等の景観特性を生かした河川景観の形成とゆとりと潤いのある快適な河川空間を創出するため、河川管理施設等の修景整備に努めます。下流部及び河口部では、緩やかで広々とした水面や水辺のヨシ原など、本明川の有する特徴的な自然景観の維持が図られるよう努めます。